

総則

本総則は、シーメンス及びパートナー間のパートナープログラム契約(以下「本契約」という。)において合意された全てのパートナーモデルに適用されるものとする。本総則で用いられる用語は、本総則の最終項又は本契約の他の箇所で定義されている意味を有する。

1. 役割及び責任

- 1.1 **パートナーモデル** 本契約には、適用されるパートナーモデルについて各当事者の役割及び責任を定義するために、1つ又は複数のモデル附則が含まれる場合がある。いずれの当事者も、少なくとも1つのモデル附則が有効である限り、本一般利用規約から権利を派生させることができるものとする。
- 1.2 **パートナーポリシー** パートナーは、パートナーポリシーを遵守するものとする。シーメンスは、自己の合理的な判断により、パートナーポリシーを随時更新することができるものとする。パートナーポリシーと本契約との間に抵触がある場合には、本契約が優先されるものとする。
- 1.3 **パートナーポータル** シーメンスは、パートナーが本契約に基づく義務を履行するために必要な場合、パートナーポータル、パートナーポリシー又はその他の情報へのアクセスを提供する。パートナーポータル又はシーメンスのシステムにアクセスするためには、当該システムにアクセスする必要のある各パートナー社員は、シーメンスが規定する形式で、固有のパートナー電子メールアドレスに割り当てられた個人用ウェブキーを取得するものとする。パートナーは、パートナーポータルでアクセスしたいかなる情報も、本契約に記載された目的以外に使用しないものとする。パートナーは、以下のような場合において、シーメンスに速やかに通知する必要がある。(i) 新たにパートナー社員がウェブキーを必要とする場合、(ii) ウェブキーを持つパートナー社員が離職又はウェブキーの必要がなくなった場合、(iii) パートナー社員がパートナーポータル内の情報を本契約の範囲外の目的でアクセス又は使用したことが判明した場合。パートナーポータル又はシーメンスシステムに含まれる全ての資料及び情報は、シーメンスの機密情報を構成するものとする。
- 1.4 **パートナーマーケティング及びプロモーション** パートナーは、合理的な商業的取り組みを行い、提供物のプロモーション、広告、マーケティングをパートナーの費用負担で行うものとする。パートナーは、本契約及びパートナーポータルに規定される要件に従い、シーメンス承認のブランド、マーケティング資料及びメッセージを使用することができる。パートナーは、本契約に関連するメディア発表又は公表を行う前に、シーメンスから書面による承諾を得るものとする。シーメンスは、かかる同意を不当に留保しないものとする。
- 1.5 **シーメンスマーケティング及びプロモーション** シーメンスは、パートナーに対し、本契約に規定される活動に関するマーケティング及びコミュニケーションの支援を行うものとする。シーメンスは、本契約又はモデル附則の締結を宣伝し、パートナーの会社名、地域、提供製品、一般条件、及びプロバイダーとしてシーメンスを選択したパートナーの根拠を開示することができるものとする。
- 1.6 **表明及び保証** シーメンスの標準利用規約及び提供物の保証に関する情報は以下のサイトで閲覧できる。www.siemens.com/sw-terms。パートナーは、自己の裁量により、パートナーのみが履行する追加の表明、保証又は確約をお客様に対し提供することができる。パートナーは、それらの追加の確約がシーメンスに帰属しないことを保証するものとする。パートナーは、パートナーの追加の表明及び保証又は確約に起因若しくは関連するお客様又は第三者からのあらゆる請求について、シーメンスを補償し、損害を与えず、防御することに同意するものとする。
- 1.7 **著作権侵害の報告及び販売** パートナーは、提供物(新規又は保留中の注文の受領、更新注文、ソフトウェアに関する既存又は新規の商業的提案に関する議論又はその他のコミュニケーションを含むがこれに限定しない)の著作権侵害又は不正使用が疑われる場合は直接関与せず、シーメンスに報告するものとする。適用されるモデル附則に指定されている場合、パートナーはシーメンスのポリシーに従って補償を受け取るものとする。但し、シーメンスがパートナーに対してこのような条件/取引を指定している場合に限るものとする。シーメンスは、パートナー、お客様、見込み客による著作権侵害の疑い、ソフトウェアの不正使用、ライセンス制限違反に関連する調査を実施できるものとする。パートナー、お客様、又は見込み客が禁止行為を行った場合、シーメンスは、シーメンスが有する他の全ての権利及び救済措置に加え、該当する調査及び/又は和解交渉が成功裏に完了するまで、パートナー、関連するお客様、又は見込み客からの新規又は保留中の注文を拒否する権利を有するものとする。シーメンスはライセン

ス・コンプライアンスの和解について和解金額を決定する唯一の権利を有するものとする。また、パートナーが禁止行為に関与していることが判明した場合、パートナーはシーメンスに対し、当該調査に要した費用を払い戻すものとする。

2. お客様情報

2.1 お客様データベース

シーメンスは、パートナーに対し、パートナーポータルを介してシーメンスのお客様データベースへのアクセスを提供する場合がある。パートナーのデータベースへのアクセスは、パートナーが既存の取引関係を有するお客様に限定する。お客様情報は動的なものであり、シーメンスはデータベースの正確性を保証しない。かかるお客様データ、データベース、記録は全て、シーメンスの所有物であり、機密情報とみなされる。

2.2 第三者の要求

本契約に基づくパートナーの守秘義務を制限することなく、パートナーが第三者からお客様記録の開示命令を受けた場合、パートナーは、以下の措置を講じるものとする。(i) 第三者が直接お客様からデータを要求するようあらゆる合理的努力を尽くすこと、(ii) 適用法令により禁止されている場合を除き、該当するお客様に対して速やかに通知し、通知が禁止されている場合は、可能な限り速やかにお客様に多くの情報を伝達するために、お客様への連絡禁止を撤回する権利を得るためにあらゆる合法的な措置を講じること、及び(iii) 法的欠陥に基づき開示命令に異議を唱えるために、あらゆる合理的な法的措置を講じること。

2.3 お客様の連絡先

シーメンスは、お客様満足度を確認するために、お客様に直接連絡する場合がある。

3. 機密情報

3.1 機密情報

「**機密情報**」とは、本契約に基づき一方当事者又はその関連会社若しくは請負業者が他方当事者に開示する、機密と表示された、又は分別のある者にとって機密性が明らかである全ての情報を意味する。機密情報には、本契約の条件、提供物、文書、サービス、パートナーポータルを通じてパートナーに開示されたあらゆる情報、お客様データ及び記録を含むがこれに限らず、相手方当事者の各事業に関連していずれの当事者が知った情報、及びパートナーが提供物のベンチマークから得たあらゆる情報が含まれるものとする。受領当事者は、(i) 以下の場合を除き、機密情報を開示しないものとする。(a) 必要最小限の者にだけ知らせるという原則に基づき、本契約と同等の機密保持義務及び使用制限に拘束される当事者並びにその関連会社のお客様、社員、コンサルタント、請負業者、財務顧問、税務顧問、法律顧問に開示する場合、又は(b) 本契約によって許可されている場合。又、(ii) 本契約に基づく権利の行使若しくは執行、又は義務の履行に必要な場合にのみ機密情報を使用し、(iii) 不正な使用や開示から開示当事者の機密情報を保護するために合理的な注意を払うものとする。受領当事者は、かかる各受領者が本第3条の遵守について責任を負うものとする。

3.2 適用除外

第3.1条の義務は、以下の機密情報には適用されない。(i) 本契約に違反して受領当事者が開示した結果による場合を除き、一般的に公知である又は公知になった情報、(ii) 受領当事者が開示当事者以外の情報源から入手した情報(但し、受領当事者が、当該の情報源自体が法律上、契約上又は受託者としての守秘義務に拘束されていることを信じるに足る根拠がないことを前提とする)、(iii) 受領当事者が開示当事者から受領する前に守秘義務を負うことなく所有していた情報、(iv) 受領当事者が開示当事者の機密情報を使用又は参照することなく、独自に開発した情報、(v) 政府機関又は法律で開示することが要求される情報(但し、受領当事者は、要求された開示について法律で認められている範囲内で書面にて開示当事者に速やかに通知し、かかる開示の範囲を制限するために開示当事者に協力するものとする)。

4. 契約期間及び契約終了

特定のパートナー関係に適用されるモデル附則には、適用される期間及びその特定のモデル附則の終了に関連する条件が明記される。本契約は、適用される全てのモデル附則の有効期間満了又は終了により、自動的に終了するものとする。

4.1 解除権

- (a) **任意解除** モデル附則には、その附則の当初の期間が記載される。当初の期間満了後、いずれの当事者も、少なくとも60日前に書面で通知することにより、本契約又はモデル附則を任意により終了させることができる(モデル附則に任意による解除に関連する異なる条項がある場合を除く)。

- (b) **違反による解除** 一方当事者は、相手方当事者が本契約に重大な違反があった場合、又は本契約に基づく義務の遵守若しくは履行を怠り、相手方当事者からの通知の受領後 30 日間その違反又は怠慢が改善されない場合には、本契約又はモデル附則を直ちに終了させることができるものとする。
- (c) **支払不能による解除** 適用される倒産法によって阻止されない限り、いずれの当事者は、以下に示す場合において、相手方当事者への書面による通知をもって本契約又はモデル附則を終了させることができるものとする。(i) 相手方当事者が支払不能になった場合、(ii) 相手方当事者が債権者の利益のために一般譲渡を行った場合、(iii) 相手方当事者が自己の財産、資産又はその一部について、自己破産、会社更生又はこれに類する手続、或いは管財人、受託者又はこれに類する代理人の申立を行った場合、又は (iv) 相手方当事者が適用される破産法に基づく他の手続を申し立てた場合、又は申し立てた場合。パートナーが債務不履行に陥った場合、シーメンスは、本契約に基づくパートナー又はお客様に対する全ての又は一部の提供物の提供を留保又は停止することができるものとする。
- (d) **支配権の移動に伴う解除** 第三者がパートナーの資産の全て又は実質的に全て、又はパートナーの資本金の議決権の 50% を超えて取得した場合、パートナーはシーメンスに書面で通知し、シーメンスにとって重大な競争上の脅威となる合理的可能性又はパートナーが本契約上の義務を継続して履行する能力に関して不確実性があるとシーメンスが誠実に判断した場合、シーメンスはパートナーへの書面による通知をもって直ちに本契約を解除できるものとする。
- (e) **正当な事由による解除** シーメンスは、正当な事由がある場合、直ちに本契約又は該当するモデル附則を終了させることができるものとする。シーメンスは、パートナーに対し、シーメンスが正当な事由により本契約を終了する意図を有することを書面で通知するものとする。この通知には、終了のための正当な事由がある旨の自己の決定を支持する理由を含めなければならないものとする。パートナーは、当該通知を受領後、10 営業日以内に、シーメンスに対し、本契約に基づき監査を実施し、指摘された正当な事由が正当であるか否かを確認するよう要求することができる。当該監査の実施中及び監査報告書の作成中、シーメンスは本契約を終了しないものとする。監査報告終了後、シーメンスは、パートナーに対し、(a) 本契約を終了させる正当な事由が確認された場合、本契約は直ちに終了する、又は (b) 当該正当な事由に根拠がないと判断された場合、本契約は引き続き有効に存続すると認める旨を書面で通知するものとする。

4.2 契約終了通知の効果

本契約の終了日又は期間満了日をもって、パートナーは、(i) シーメンスの認定パートナーとしての表明を停止し、(ii) 本契約に基づいてパートナーに提供された提供物及びサービスの利用を停止するものとする。パートナーは、契約満了日から 15 日以内に、シーメンスに対し、要約、要旨、更新又は変更を含むソフトウェア及び文書、並びにパートナーが所有するその他のシーメンスの機密情報又は専有情報の全コピーを引き渡すものとする。解除は、本契約に基づくいずれの当事者の支払義務を免除するものではなく、また、本契約満了日前にいずれの当事者が負担した債務を免除するものではない。本契約が終了した場合、シーメンスは、既に履行された合法的且つ法に準拠した業務に起因するものを除き、本契約等に基づくいかなる支払義務も負わないものとする。第 9 条(租税)、第 4.2 条(契約終了の効果)、第 3 条(守秘義務)、第 8 条(責任の制限)、第 5 条(商標及び知的財産権)、第 12 条(輸出)、第 13 条(フィードバック)は、本契約の終了又は満了後も存続するものとする。

5. 商標及び知的財産権

5.1 知的財産権

各当事者は、本契約の開始日以前に所有又は開発した、或いはその後取得又は開発した特許、企業機密、商標、著作権、アイデア、コンセプト、ノウハウ、メソドロジー、プロセス、開発ツール、テクニク、又はその他の機密資料や情報に対する全ての権利を、相手方の知的財産を参照又は使用することなく保持するものとする(以下「知的財産権」という)。各当事者の知的財産権は、本条に定める守秘義務に従うものとする。本契約に明示的に規定されている場合を除き、いずれの当事者も相手方当事者に対し、その知的財産権に対するいかなるライセンスも付与するものではない。本条の規定は、その理由の如何にかかわらず、本契約の満了又は解除後も存続するものとする。

5.2 商標ライセンス

シーメンスは、パートナーに対し、本契約期間中、本契約に基づくパートナーの権利及び義務を適切に履行するために合理的に必要な範囲においてのみ、シーメンス又はその関連会社の商標を使用する非独占的、譲渡不能、無償ライセンスを付与するものとする。パートナーによる商標の使用は、以下に明記されるガイドラインに従うものとする。

http://www.plm.automation.siemens.com/en_us/about_us/trademark-guidelines/index.shtml シーメンス又はその関連会社が所有及び管理する商標、及びパートナーエンブレムの要件については下記に明記される要件に従うものとする。<https://brandville.siemens.com/en> 上記の内容は、適宜変更される場合がある。パートナーは、本契約に定める商標の使用に関するガイドライン及び要件に常に従うものとする。パートナーは、本第5条に基づくシーメンスによる商標の使用許諾が、パートナーによる本契約の規定の遵守を明示的な条件としていることを了承するものとする。本契約で明示的に許諾された場合を除き、パートナーは、シーメンス又はその関連会社の商標又は商号を使用する権利又はライセンスを有しないものとする。

5.3 シーメンス商標の権利

パートナーは、シーメンスが商標、並びに全ての著作権、商標、トレードドレス、商号、サービスマーク、ドメイン名、及びその他の関連する知的財産権を所有するか、又はそれらの権利を有することに同意するものとする。パートナーは、以下の条文でより詳細に説明されているように、シーメンスの商標の連邦及び国際登録の所有権及び有効性、並びにそれらに関連する営業権を認めるものとする。**Error! Reference source not found.** パートナーは、提供物及びその他の機密情報に関する全ての商標、商号、サービスマーク、著作権及びその他の所有権は、シーメンスに帰属することを認めるものとする。パートナーは、シーメンスの商標、商号、サービスマーク、著作権に関するいかなる所有権も取得したり、取得を試みたりしないものとする。パートナーは、本契約で指定された商標を用いてのみ、提供物及び付帯するドキュメンテーションの販売活動を行うものとする。パートナーは、いかなる場合においても、米国特許商標庁又は米国その他の政府機関に対して、商標、類似商標、又は商標の全部又は一部を組み込んだ商標の出願を行わないものとする。パートナーは、シーメンスの書面による承認がない限り、世界のあらゆる地域において、商標、サービスマーク、商号、ドメイン名、製品名、架空名、会社名又は企業名として、商標又は類似の商標を使用することはできないものとする。シーメンスは、商標を所有していること、又は商標の使用許諾を受ける権利を有していることを表明し、保証するものとする。

5.4 のれん

パートナーは、商標に関連するのれんの価値を認識し、かかるのれんがシーメンスに帰属すること、及び、商標が二次的な意味又は評判を有することを認めるものとする。パートナーは、本契約の期間中又はそれ以降、シーメンス又はそのライセンサーの財産権を侵害したり、本契約に規定されている以外の形で商標又は類似の商標を使用したりしないものとする。

5.5 請求の通知

パートナーは、商標の保護においてシーメンス(ライセンサーを含む)を支援し、商標又は関連出願若しくは登録に関する権利を取得、防御、又は行使するためにシーメンスが要求する、パートナーによる商標の使用に関する証拠、文書、証言を提供することに同意するものとする。パートナーは、第三者による商標の侵害があった場合又は判明した場合、シーメンスに書面で通知するものとする。シーメンスは、かかる商標の侵害に関わる措置をとるか否かを決定する単独の権利を留保する。パートナーは、シーメンスの書面による承諾を得ることなく、かかる侵害に関連する訴訟を提起したり、措置を講じたりしないものとする。パートナーは、シーメンス又はその指定人が商標を保護するために起こした訴訟に関連してシーメンスが(和解又はその他の方法で)受領した収益を共有する権利がないことに同意するものとする。パートナーは、要求に応じて、商標を使用する全てのプロモーション資料、パッケージ、その他の書面のサンプルをシーメンスに提供するものとする。シーメンスは、パートナーに対し、JPEG形式又はGIF、EPS等の利用可能な電子形式により、該当するロゴを無償で提供するものとする。適用されるロゴが更新された場合、シーメンスはパートナーに更新されたロゴを提供するものとする。パートナーは、本契約に基づくマーケティング活動に関連して、提供物を特定するために適切な商標を使用するものとする。但し、シーメンスの満足できる商標の使用及びシーメンスの品質基準に従った提供物のマーケティング、及びパートナーによる当該基準の継続的な遵守を条件とする。いかなる場合においても、パートナーは、商標の全部又は一部を自己の商号に使用してはならないものとする。本契約が終了又は満了した場合、パートナーは、シーメンス又はその関連会社が所有又は管理する商標の使用を直ちに全て停止するものとする。

5.6 パートナー商標

パートナーは、シーメンス及びその関連会社が、パートナーの社名及びロゴを自社のウェブサイト、及び業務提携又は実施される業務について一般的な事項を記載した提案書及びその他のマーケティング資料に記載することに同意するものとする。パートナーは、シーメンスに対し、本契約期間中、本条に定める目的のために合理的に必要な範囲においてのみ、パートナーの商標、商号又はロゴを使用する、譲渡可能、非独占的、且つ限定的な無償ライセンスを許諾するものとする。シーメンスは、パートナーの商標に関連するのれんの価値を認識し、かかるのれんはパートナーに帰属するものとする。本契約が終了又は満了した場合、シーメンスは、パートナーが所有又は管理する商標の使用を全て直ちに停止するものとする。シーメンスは、パートナーが本契約に基づく義務を履行する際に使用するパートナーの商標を保護するために、パートナーに合理的な支援を提供するものとする。

6. シーメンス補償義務

- 6.1 **侵害賠償請求** シーメンスは、提供物が、著作権、企業機密、又は米国、日本若しくは欧州特許庁の加盟国により発行又は登録されている特許若しくは商標を侵害しているという主張に基づきパートナーに対して提起された場合に限り、自己の費用負担でこれを補償及び防御し、管轄裁判所がパートナーに対して最終的に裁定又は和解合意した損害賠償金全額を支払うこととする。但し、パートナーはシーメンスに対し、(i) 請求に関する速やかな書面による通知、(ii) 請求に関連して要求される全ての情報及び合理的な支援、(iii) 請求について防御又は和解するための単独の権限を付与するものとする。シーメンスは、パートナーの書面による事前承諾なしに、パートナーに代わって責任及び義務を負わないものとし、これを不合理に拒否してはならないものとする。
- 6.2 **差止め** 侵害の申し立てによりパートナーによる提供物の使用が永久的に差し止められた場合、シーメンスは、単独の裁量により、パートナーに対して提供物の使用を継続する権利を確保するか、提供物を非侵害となるように交換又は変更することができるものとする。そのような救済措置が合理的に講じられない場合、(i) シーメンスは差止められた提供物の前払い料金又はロイヤリティについて、以下に対し、一定の割合でクレジットとして払い戻し、又は返金するものとする。(a) 永久的ライセンスが付与されたハードウェア又はソフトウェアは、初回納入から 60 か月間の償却期間の残存期間、又は (b) その他のサービスについては、当該サービスの現行のライセンス期間の残存期間、(ii) 当該サービスに適用される全てのライセンスは自動的に終了され、(iii) パートナーは差止められたサービスの使用を直ちに中止し、所有する関連ソフトウェアを全て返却するものとする。シーメンスが合理的な裁量で上記のいずれの選択肢も商業的に実行不可能であると判断した場合、パートナーは、シーメンスの要求に応じて、当該提供物の使用、宣伝及び広告を中止し、シーメンスの選択により、シーメンスからの書面による要求から 1 か月以内に保有する当該提供物及びその全ての写しを破棄又はシーメンスに返還するものとする。シーメンスは、その単独の裁量により、侵害を軽減するために、差止め命令が出される前に前述の救済措置を実施することができるものとする。
- 6.3 **適用除外** 本契約の別段の定めにかかわらず、シーメンスは侵害の主張が以下に起因する範囲において、パートナーに対して責任又は補償義務を負わないものとする。(i) 現行のバージョンが侵害に当たらない範囲での提供物の旧バージョンの使用、(ii) シーメンスが提供する、実質的に同様の機能を果たすサービスの置換、修正、パッチ又は新規バージョンの不使用、(iii) シーメンスが提供していないコンテンツ、機器、又は提供物の併用、(iv) 無償で提供されるサービス、又はその要素の使用、(v) サービスによる成果物、(vi) シーメンスが提供していないサービスに対する調整、変更、又は構成、又は(vii) パートナーが提供する指示、支援、又は仕様。
- 6.4 **唯一且つ排他的救済** 本第 6 条は、第三者の知的財産権の侵害に対するシーメンスの全責任及び、パートナーの唯一且つ排他的な救済措置について記載する。

7. 保証

本契約に明示的に記述されている場合を除き、シーメンスは、本契約に基づいて提供される全ての提供物、トレーニング資料、又は機密情報に関して、商品性又は満足な品質、適格性、独自性、特定の用途又は目的への適合性、又はその使用から得られる結果を含めて、明示、黙示を問わず、いかなる事柄に関する表明も保証も行わないものとする。

8. 責任の制限

- 8.1 本契約に基づく各当事者の累積的責任は、(i) 請求を生じさせた最初の事象に先立つ 12 ヶ月間に、責任を生じさせた本提供物又はサービスに関して相手方当事者に支払われた又は支払われるべき料金、又は (ii) 5 万米ドル (\$50,000) のうち、より高額のものに限定されるものとする。
- 8.2 いずれの当事者も、間接的、偶発的、結果的、例外的、典型的、又は懲罰的な損害、生産物若しくはデータの損失、運営の中断、収益若しくは利益の損失(これらの損害が予見可能であった場合を含む)について責任を負わないものとする。人身事故の場合を除き、SISW 又はパートナー(本契約に基づく義務の履行中に職務遂行する社員、請負業者又は代理人を含む)は、軽過失に起因する損害について責任を負わないものとする。
- 8.3 いかなる場合においても、シーメンスは、無償で提供する提供物又はサービスに関して責任を負わないものとする。
- 8.4 本条に定める制限及び除外は、いずれの当事者の以下の行為に対して適用されないものとする。(i) 支払義務、ライセンス条項、又は使用制限の違反、(ii) 詐欺的不実表示、故意の違反、故意の違法行為又は重過失、(iii) 本契約の補償義務、(iv) 機密保持、輸出コンプライアンス、法令遵守、ソフトウェア著

著作権侵害又はデータプライバシーに関する本契約の義務又は表明保証違反、(v) 知的財産権の不正使用又は横領。

- 8.5 前述の制限と除外は、(i) 各当事者とその関連会社、及びそれらの役員、取締役、ライセンサー、請負業者、代表者の利益のために適用され、且つ(ii) 契約、制定法、不法行為(過失を含む)等に基づくか否かを問わず、訴訟方式に関係なく適用されるものとする。
- 8.6 いずれの当事者も、本契約に関連する請求が、当該請求の原因となる最初の事象が請求を求めた当事者によって発見されたか若しくは確認されるべきであった時点から2年以上経過した後に提起された場合、当該請求に対して責任を負わないものとする。
- 8.7 **本条の制限及び除外は、適用される法律に従って責任を制限又は除外できない範囲には適用されないものとする。**

9. 租税

- 9.1 **納税** パートナーは、本契約に基づきシーメンスに支払うべきその他の金額に加え、現在有効又は将来的に制定されるあらゆる種類の租税、評価税、関税、免許、手数料、その他の料金(以下「税金」)を、指定、評価、徴収の如何にかかわらず、該当する税務当局に直接送金するか、シーメンスに支払い又は払い戻しをするものとする。税金には、シーメンスの純利益に基づく税金を除く、国内、海外、州、地方、地域、自治体の売上税又は使用税、付加価値税、物品サービス税、消費税、個人資産税、従価税、関税、輸入手数料、印紙税、無形資産税、登録料が含まれるが、これに限定されるものではない。この金額には、違約金、利息、手数料その他パートナーがその租税を法律の要求する期日に又は方法で支払わなかった結果として生じる経費がある場合、それをも含めるものとする。また、税金には、(i) 本契約に基づく取引、(ii) 本契約に基づく支払額、(iii) 本契約に基づいてパートナーに提供された提供物又はサービス、(iv) パートナーによるその後の提供物又はサービスの使用、及び(v) パートナーによる提供物又はサービスの所有又は再販に基づき支払うべき金額も含まれる。
- 9.2 **免税** パートナーが売上税を免除される場合、本契約において提供される提供物を非課税の方法で使用する場合、又はその他の理由により売上税を課されないと判断した場合、パートナーはシーメンスに対して、正式に作成された有効な免除証明書、直接払い許可、又はその他の政府承認の文書を提出するものとする。
- 9.3 **源泉税** パートナーが、本契約に基づきシーメンスに直接支払う金額から所得税を控除すること、又は所得税を源泉徴収することを法律で要求された場合、パートナーは、該当する税務当局に速やかに支払うものとする。パートナーはまた、税額控除の救済の請求を裏付けるために、該当する税務当局が発行する正式な納税領収書又はその他の証拠を速やかにシーメンスに提供するものとする。パートナーが正式な税金証明書その他の支払い証明書をシーメンスに提示しない場合には、パートナーが、当初に控除し又は当初の支払いから源泉徴収した金額でそれについて文書が提示されなかったものと同額の追加金額をシーメンスに直接支払うものとする。パートナーは、シーメンスが国内法の源泉徴収税率を最小限に抑え、適用される租税条約に基づき、より低率の源泉徴収税率が得られる場合は、それを得るために誠実に努力するものとする。このような支援には、シーメンスへの適切な文書の供給、その完了までの支援、翻訳及びその他の必要な支援の提供が含まれる場合がある。

10. データプライバシー

各当事者は、本契約に基づくそれぞれの義務に関連し、個人データの保護に対して適用されるデータプライバシー法を遵守するものとする。追加のデータプライバシー義務及び制限は、該当するパートナー関係に必要なモデル附則に規定される場合がある。

11. 法令遵守

- 11.1 **パートナー表明及び保証** (a) パートナーは、自己、自己の社員及び自己のために活動する全ての当事者が、本契約又は世界中のシーメンスグループ企業とのその他の契約の下で、又はこれらに関連して、腐敗防止、マネーロンダリング防止、独占禁止、輸出管理、課税又は刑事法、規則、規制に関するあらゆる法律及び規制を含むがこれらに限定されないあらゆる適用法を遵守することを表明し保証するものとする。

- (b) パートナーは、本契約に基づく、又は本契約に関連する報酬、払い戻し、又は割引を含むその他の利益のいかなる部分に関しても、直接的又は間接的に、第三者を通じて、違法な目的で、いかなる者に対しても、提供、約定、保証、付与、又は支払いをされず、且つ将来もされないことを表明し保証するものとする。
- c) パートナーは、自己、自己の社員及び自己のために行動する者が、以下のサイトより入手可能なパートナーに適用される行動規範又は同等の行動指針を遵守することを表明し保証するものとする。
<https://new.siemens.com/global/en/company/about/corporate-functions/supply-chain-management/sustainability-in-the-supply-chain/code-of-conduct.html>
- (d) パートナーは、書面で開示され、且つ、合意書の別紙として添付されたコンプライアンス開示別紙(当事者により適宜更新される)に明記される場合を除き、パートナー、その取締役、役員及び本契約に基づき業務を遂行し得る社員も、本契約の当事者に対する事業又はその他の利益の供与に直接的又は間接的に影響を与える立場にある者との関係を有さず、前述のいずれも、適用法域の刑事法の下で違法行為により告発されたこともなければ、告発されていないことを表明し保証するものとする。
- (e) パートナーは、パートナー及び本契約に基づき業務を遂行しうるその取締役、役員及び社員の全てが本第 11 条を遵守するよう適切な措置(コミュニケーションや研修等)を講じることを表明し保証する。
- (f) 本契約期間中、パートナーが本第 11 条に定める表明及び保証が真実且つ正確でなくなったことを認識した場合、パートナーは、直近 10 日以内に相手方に書面にて通知しなければならない。当該通知は、本契約に基づくシーメンスのいかなる権利をも損なうものではないものとする。
- (g) パートナーは、シーメンスが政府又は政府機関から書面による要求を受けた場合、本契約の存在と条件を開示することに同意するものとする。シーメンスは更に、他の契約パートナーが政府又は政府機関からそれぞれ要求された場合、そのパートナーからの書面による要求に応じて、前述の情報を開示することができる。

11.2 シーメンスによるパートナーへの支払義務

パートナーが受け取り又は保有する報酬は、該当する場合、パートナーに対する費用及び経費の返済を含め、本契約の規定に従うものとする。パートナーは、本契約に付随する全ての支払いを目的にパートナーがシーメンスに指定した各銀行口座が、パートナーの名義で、パートナーの口座のみにために保有されていることを表明し保証する。シーメンスが書面で別途合意した場合を除き、パートナーへの支払いは、エレクトロニックバンキング取引により指定された銀行口座に直接支払われるものとする。シーメンスは、パートナーが主要な拠点を有する国、又は本契約に基づく業務が履行される国の口座にのみ電子決済を行うものとする。パートナーは、かかる報酬を受領する前に、四半期毎に、直前の四半期に受領した全ての報酬の算出を示す請求書、本契約に基づいて遂行した業務及び該当期間にパートナーから払い戻される費用の詳細な明細を、必要な書類を添えてシーメンスに提出するものとする。いかなる場合においても、シーメンスは、違法又は法令に準拠しない費用について支払い又は費用の払い戻しを行わないものとする。

11.3 帳簿及び記録、監査権

- (a) パートナーは、(i) 全ての支払い、発生した費用、及び処分された資産を正確に反映する帳簿、記録及び会計を維持し、全ての取引の適切な承認、記録及び報告を保証する内部統制システムを有し、維持すること、及び(ii) 適用される法律、特に腐敗防止に関する法律への違反が防御、検出及び抑止されるといふ妥当な保証を提供することを表明し保証するものとする。
- (b) 上記の帳簿、記録及び会計に関する言及は、パートナーの業務遂行に関連する以下の文書を含むが、これらに限定されるものではないものとする。
 - (i) パートナーが負担した費用(業務費、旅費、雑費等)の請求書及び添付書類。
 - (ii) パートナーから第三者への全ての支払い、又はパートナーから第三者に供与される全ての利益に関する補足文書(契約書、請求書等)。
 - (iii) シーメンス又は第三者に請求する全ての料金の領収書及び明細書。
 - (iv) パートナーによる贈答品、協賛品、寄付への支払いを裏付けする資料(領収書、取引内容、受取人の詳細等)。
- (c) シーメンスに正当な理由がある場合、シーメンスは、本契約又は本契約に基づく当事者の義務又は権利に影響を与える関連契約に基づきパートナーが行った業務に関連して受領した全ての報酬、払い戻し又はその他の利益及びその正当な使用について監査を実施する権利を有するものとする。内

部評価の結果、シーメンスが対処すべきコンプライアンスリスクの可能性が示された場合も同様とする。パートナーの裁量で、シーメンス又はその関連会社の独立監査部門、又はシーメンスが委託する監査法人4社(KPMG、PWC、Deloitte、E&Y)のいずれかが監査を実行することができる。本契約に定めるパートナーの義務、表明又は保証の1つ以上の違反が合理的に確認された場合、シーメンスは、パートナーに対して、留任した監査法人にかかる費用の償還を請求する権利を有するものとする。

- (d) パートナーは、通常の営業時間内に実施される監査に全面的に協力することに同意するものとする。シーメンスは、監査予定日の10日前にパートナーに書面で通知するものとする。当該通知がなされた場合、パートナーは、シーメンス又はシーメンスが指定する第三者に対し、本第11.3条に記載されたあらゆる文書及び本第11.1条に基づく義務の履行を証明する文書を提供するものとする。パートナーはまた、シーメンスから要求があった場合、パートナーの管理下で業務を遂行した関係者、費用を負担した関係者、又は当該業務及び費用に関して知識のある関係者を面談に供するものとする。
- 監査報告書には、監査結果及びコンプライアンスリスクに関連する監査上の指摘事項のみを、十分な理由を含めて記載するものとする。いかなる場合においても、報告書には、パートナーの営業機密又は企業機密若しくは競争上重要な情報とみなされるような情報を更には含んではならないものとする。

12. 輸出管理及び制裁の遵守

- 12.1 一般 両当事者は、適用される全ての制裁、禁輸及び(再)輸出規制、法律及び規制、並びにいかなる場合においても、欧州連合、アメリカ合衆国及び現地で適用される法域の規制(総称して「**輸出規制**」という。)を遵守するものとする。
- 12.2 商品とサービスのチェック パートナーは、シーメンスが納入する製品(ハードウェア、ドキュメンテーション及び技術を含む)又はシーメンスが第三者に対して行うサービス(専門サービス、メンテナンス及びテクニカルサポートを含む)に関する取引を行う前に、以下の事項を適切な方法で確認し証明するものとする。
- (i) パートナーによる当該商品及びサービスの使用、輸送、販売、契約のブローカー又は商品及びサービスに関連するその他の経済的リソースの提供が、輸出規制に違反しないこと。また、輸出規制への抵触を回避するための禁止事項(不当な転用等)を考慮すること。
 - (ii) 商品及びサービスは、禁止されている、又は許可されていない非民間的な目的(軍備、核技術、兵器、又は防衛及び軍事分野におけるその他の用途)のために意図されておらず、また提供されるものではないこと。
 - (iii) パートナーは、商品及びサービスの受領、使用、輸送、又は販売に関与する全ての直接的及び間接的な当事者を、輸出規制の該当する全ての制限当事者リストに照合し、そこに記載されている団体、個人、組織との取引について審査したこと、及び
 - (iv) 輸出規制の各付属書に定められた品目関連規制の範囲内の商品及びサービスは、輸出規制の許可がない限り、
 - a. 直接又は間接(ユーラシア経済連合(EAEU)諸国経由等)にロシア又はベラルーシへ輸出、又は
 - b. ロシア又はベラルーシへ当該商品及びサービスを輸出しないとの事前同意をしない第三者のビジネスパートナーに再販しないものとする。
- 12.3 ソフトウェア及びクラウドサービスの不適切な使用について パートナーは、輸出規制又は各政府の許認可がある場合を除き、以下の行為を行わないものとする。
- (i) 包括的制裁措置によって禁止されている、又は輸出規制に基づくライセンス要件の対象となる地域からの、又は当該地域でのソフトウェア又はクラウドサービスのダウンロード、インストール、アクセス、使用すること(現在、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア、ドネツク、ルハンスク地域)。
 - (ii) 輸出規制の制限当事者リストに記載された団体、個人、組織、又は制限当事者が所有又は支配する団体に対して、ソフトウェア又はクラウドサービスへのアクセス、譲渡、(再)輸出(「みなし(再)輸出」を含む)、又はその他の利用を許可すること。
 - (iii) ソフトウェア又はクラウドサービスを輸出規制で禁止されている用途(軍備、核技術又は兵器に関連する使用等)に使用すること。
 - (iv) クラウドサービスプラットフォームにパートナーコンテンツをアップロードする場合、管理されていない場合(例: EU圏内はAL=N、米国はECCN=N又はEAR99)、又は
 - (v) ユーザーによって上記行為を助長すること。

パートナーは、全てのユーザーに対し、輸出規制の遵守を保証するために必要な全ての情報を提供するものとする。

- 12.4 情報** パートナーは、シーメンスから要求があった場合、ユーザー、使用目的、使用場所、又は提供物の最終目的地(ハードウェア、ドキュメンテーション、技術の場合)に関する全ての情報を速やかにシーメンスに提供するものとする。パートナーは、防衛関連、又は適用される政府規制の下で管理された又は特別なデータ取扱いを必要とする情報をシーメンスに開示する前に、シーメンスに通知し、シーメンスが指定する開示ツール及び方法を使用するものとする。
- 12.5 補償** パートナーは、パートナー及びそのユーザー、第三者のビジネスパートナーによる輸出規制の違反又は違反の疑いを含む、パートナーの本第 12 条に関する不遵守に何らかの形で関連するあらゆる請求、損害、罰金、費用(弁護士費用及び経費を含む)についてシーメンス、その関連会社、請負業者、その代表者を補償し、免責するものとする。パートナーは、シーメンスに対してその結果生じた全ての損失及び経費を補償するものとする。
- 12.6 留保** いずれの当事者も、国内又は国際的な外国貿易若しくは税関の要件又は禁輸若しくはその他の制裁に起因する障害によって本契約の履行が妨げられた場合、本契約を履行する義務を負わないものとする。パートナーは、シーメンスが輸出規制に基づき、パートナー、お客様又はユーザーによる提供物へのアクセスを制限又は停止する義務を負う場合があることを了承するものとする。

13. 一般条項

- 13.1 独立した契約者** 本契約によって成立する関係は、独立した契約者の関係であり、本契約のいかなる内容も、代理店、パートナーシップ、雇用、又はジョイントベンチャーの関係を構築するものとはみなされないものとする。いずれの当事者も、明示又は黙示を問わず、相手方の代理として活動したり、義務を課したりする権利、権力又は権限を有しないものとする。パートナーは、本契約の履行について全責任を負うものとし、パートナーの事業に関連する全ての金銭的債務は、パートナーの単独の責任とする。
- 13.2 フィードバック** パートナーが、変更又は拡張の提案を含む、提供物又はサービスに関するアイデア(以下総称して「フィードバック」という。)を提供する場合、パートナーは、かかるフィードバックがシーメンスによって無条件又は無制限に使用されることに同意するものとする。
- 13.3 通知** 本契約に基づき要求又は許可される全ての通知は、書面により、合意書に指定された個人及び住所に送付するものとする。いずれの当事者も、相手方当事者への事前の書面による通知により、通知のための連絡先及び住所を更新することができる。紛争、請求、債務不履行、契約解除又は契約延長に関する通知を除き、電子メールメッセージ又はパートナーポータル内の掲示を含むがこれに限定されない電子的手段により提供された場合の通信は有効となる。
- 13.4 不可抗力** いずれの当事者も、合理的な支配が及ばない原因による本契約に基づく義務(支払義務に関するものを除く)の履行遅延又は不履行については、一切責任を負わないものとする。遅延当事者は、そのような事象が発生した場合、速やかに他方当事者に通知するものとする。
- 13.5 譲渡** いずれの当事者も、相手方の書面による事前承諾なしに、全体又は一部を問わず、法律の運用その他により、本契約又は本契約に基づいて付与された権利、義務、責務、若しくはライセンスを譲渡、再委託、サブライセンス、又はその他の方法で移転してはならないものとする。上記にかかわらず、シーメンスは、本契約又は本契約に基づく権利及び責任を、販売、合併、会社再編、若しくは分割に関連して関連会社に譲渡することができるものとする。本契約は、本契約当事者の承継人、法定代理人及び許可された譲受人にも効力が及び、これらの者を拘束するものとする。
- 13.6 独占禁止** いずれの当事者も、本契約に基づき、相手方当事者に関していかなる排他性も付与せず、またそれを約定しないものとする。いずれの当事者も、相手方に対し、本契約に規定される両当事者の関係の成功又は収益性のいずれについても、また、第三者が相手方の製品又はサービスに関する契約を締結することについても、何らの保証をするものでないとする。
- 13.7 反社会勢力** **13.7.1** 両当事者は、本契約締結日時点において、互いに相手方に対し、自己又は自己の役員、経営に実質的に関与している使用人、若しくは主要な株主が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業又はその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「暴力団等」という。)ではないこと及び暴力団等の維持又は運営に協力又は関与していないこと、並びに自己の経営に暴力団等が関与していないことを表明し、保証する。

13.7.2 いずれの当事者は、相手方が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合、相手方に対する何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。(1) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、名誉・信用の毀損、暴力的行為、詐欺、脅迫の言辞、業務妨害行為、不当要求行為等の行為をした場合。(2) 役員、経営に実質的に関与している使用人、若しくは主要な株主が、暴力団等であることが判明した場合又は暴力団等の維持又は運営に協力もしくは関与していることが判明した場合、或いは自己の経営に暴力団等が関与していることが判明した場合。

13.7.3 前項に基づく解除権を行使した当事者は、前項による解除により相手方に損害が生じても、これによる損害賠償責任を一切負わないものとする。

13.8 準拠法及び法域

本契約は、抵触法の原則を参照することなく、以下の表に定める適用法令に、そこに定められたとおり従うものとする。国際物品売買契約に関する国際連合条約は、本契約には適用されません。本契約に起因又は関連して生じる紛争は、以下の表に定められたとおり解決されるものとする。

契約するシーメンスの法人が以下の地域にある場合：	適用法令：	本契約に起因又は関連して生じる紛争：
ブラジルを除く、北米又は南米の国	米国デラウェア州の法律	米国デラウェア州の裁判所の管轄権に従います。これにより、各当事者は、かかる紛争について、デラウェア州の関連する裁判所の人的管轄権に従うことに同意したものとします。
ブラジル	ブラジルの法律	ブラジルのサンカエタノドスル-SPの裁判所の管轄権及び裁判地に従うものとする。
日本を除く、アジア又はオーストラリア/オセアニアの国	シンガポールの法律	国際商工会議所の仲裁規則(「ICC 規則」)に従って拘束力のある仲裁により最終的に解決されます。仲裁地はシンガポールとする。
日本	日本の法律	ICC 規則に従って拘束力のある仲裁により最終的に解決されます。仲裁地は日本の東京とする。
上記のいずれにも該当しない国	スイスの法律	ICC 規則に従って拘束力のある仲裁により最終的に解決されます。仲裁地はスイスのチューリッヒとする。

上記の表に記載のように紛争が仲裁の対象となる場合、仲裁人は ICC 規則に従って指名され、議事進行の使用言語は英語とし、文書提出命令は各当事者がその提出において特に依拠している文書に限定されるものとする。本条のいかなる規定も、管轄権のある裁判所において現状維持又は暫定措置の維持を目的とした暫定的救済を求める当事者の権利を制限するものはない。上記にかかわらず、適用法令の下で許容され、本条が無効又は適用不可能とならない範囲で、当事者は、シーメンスが独自の裁量により、(i) 知的財産権の行使、又は (ii) 提供物又はサービスに対する支払額の支払いを目的として、提供物又はサービスが使用されている、若しくはパートナーが事業所を有する法域の裁判所に訴訟を提起できることに同意するものとする。

13.8 権利不放棄、有効性及び強制執行力

本契約のいずれの条項を執行しなかったとしても、当該の条項の権利放棄とはみなされないものとします。本契約の条項が無効、違法又は執行不能であるとされた場合においても、本契約の残りの条項の有効性、適法性及び強制執行力は、影響を受けず、かかる条項は、適用法令に基づき両当事者の当初の意思をできる限り反映するべく書き換えられたものとみなされる。当事者は、電子署名が手動署名と同じ効力を持つことに同意する。

13.9 完全合意

本契約は、パートナーポータルに規定される要件と共に、本契約の主題に関する当事者間の合意の完全かつ完全な声明であり、かかる主題に関する、書面又は口頭を問わず、過去又は同時期のあらゆる合意、理解又は通信に優先するものとする。本契約は、両当事者の権限のある代表者の手動署名又は電子署名によって執行される書面を除き、変更することができないものとする。

14. 定義

14.1

「**関連会社**」とは、本契約の当事者を支配する、当事者によって支配される、又は当事者と共に共同支配下にある法人を意味する。この文脈では、「**支配**」とは、法人の発行済み株式の過半数を超えて直接的又は間接的に所有することを意味する。

- 14.2 「コンテンツ」とは、データ、テキスト、オーディオ、動画、画像、モデル、ソフトウェアを意味する。
- 14.3 「お客様契約」とは、お客様が該当する提供物へのアクセスを受領し、使用するために受諾する条件を意味する。
- 14.4 「お客様」とは、適用されるお客様契約に従って、本契約に基づき提供物又はサービスを購入する個人又は法人を意味する。
- 14.5 「正当な理由」とは、信頼できる第三者の声明、情報源に信頼性がある報道、又は本契約に定めるパートナーの1つ以上の義務、表明、保証の違反があったというシーメンスが得た情報を含むがこれに限らない信頼できる情報に基づき、シーメンスが誠実に信じることを意味する。
- 14.6 「モデル附則」とは、パートナー関係、当事者の権利と義務、及び当事者が互いの事業を支援するためにどのように相互作用するかを確立する書式(「合意書」)で参照される附則を意味する。モデル附則は、合意書で規定された場合にのみ適用されるものとする。
- 14.7 「パートナーポリシー」とは、シーメンスがパートナーポータルで公表するその時点のポリシーを意味し、グローバルソリューションパートナー販売従事ポリシー及びガイドラインを含むが、これに限定されないものとする。
- 14.8 「パートナーポータル」とは、シーメンスがパートナーに随時提供するオンラインポータル又はウェブサイトを意味する。パートナーポータルには、シーメンスパートナーセールスポータル、提供物に関する情報、セールス及びマーケティング資料、トレーニング資料、特定のシーメンスのシステム又はツール、及びパートナーポリシーが含まれるが、これらに限定されない。
- 14.9 「提供物」とは、シーメンスが提供する個別のサービスを意味する。提供物は、シーメンスのソフトウェア、クラウドサービス、ハードウェア、専門サービス、トレーニングサービス、又はこれらの組み合わせ、及び関連するメンテナンスとサポートサービス、関連するユーザードキュメンテーションで構成される。
- 14.10 「商標」とは、シーメンス又はその関連会社が所有し、管理する登録商標及びコモンロー商標を意味する。